

千葉県ごみステーション美化活動等に関する表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第20条の4に規定するごみステーションの美化を推進し、適正な分別及び排出において顕著な功労のある団体及び個人（以下「団体等」という。）の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 次の各号に該当する団体等は、この要綱により市長が表彰する。

- (1) ごみステーションの清掃等により、ごみステーションの美化を積極的に推進しているもの。
- (2) ごみステーションの利用者に対するごみの分別・排出方法の周知等により、分別・排出ルールの徹底が図られているもの。
- (3) ごみの減量・再資源化に向けた顕著な取組みを実施しているもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状（団体・個人）及び優良ごみステーションの認定シール（団体のみ）を授与して行う。この場合において、賞品を添えて行うことができる。

(表彰の申込手続)

第4条 表彰選定を申し込む団体は、千葉県ごみステーション美化活動等に関する表彰選定申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 各団体は3回表彰（三ツ星表彰）を受けるまで、申し込みをすることができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、随時行うものとする。

(表彰の決定)

第6条 表彰者の決定通知は（様式第2号）により行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

様式第1号

千葉市ごみステーション美化活動等に関する表彰選定申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

団 体 名 _____

代 表 者 氏 名 _____

住 所 〒 _____

担 当 者 氏 名 _____

連 絡 先 電 話 番 号 _____

連 絡 先 電 子 メ ー ル ア ド レ ス _____

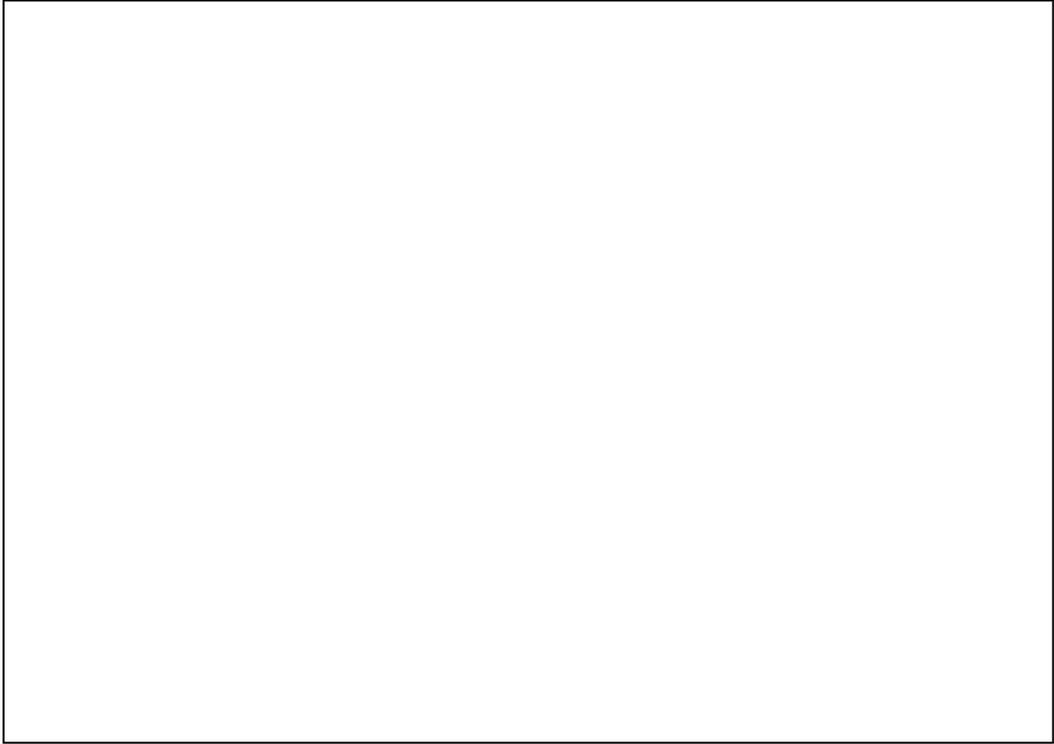
下記のとおり _____年度ごみステーション美化活動等に関する表彰選定を申し込み
ます。

記

1 対象者	※個人の場合は、住所・氏名を記載すること
2 該当ごみステーションの所在地	
3 ごみステーションの美化推進に向けた取組み、実績など	
4 ごみの分別・排出ルールの遵守に向けた取組み、実績など	
5 その他ごみの減量・再資源化に向けた取組み、実績など	

(裏面に続く)

6 ステーションの位置



千葉県ごみステーション美化活動等に関する表彰決定通知書

様

千葉市長

年 月 日付申請のありました千葉県ごみステーション美化活動等に関する表彰について、厳正なる審査の結果、被表彰者に決定しましたので、千葉県ごみステーション美化活動等に関する表彰実施要綱第6条の規定により通知します。

1 団体名	
2 代表者氏名	
3 住所	〒 ー 千葉県 区
4 対象者氏名	